

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの期間、50年10月から同年12月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①、②及び③について、妻が私の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計11か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を全て納付している。

申立期間①については、申立人の妻は、「夫婦二人分の保険料を納付した。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市区町村への照会結果及び申立人の所持する国民年金手帳の記載内容から判断すると、A市区町村において夫婦連番で昭和46年9月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

申立期間②については、申立期間②の前後の期間に係る保険料は現年度納付されており、申立期間②の前後を通じて住所の変更が無いなど、申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

申立期間③については、申立期間③の前後の期間に係る保険料は現年度納付されており、申立期間③の前後を通じて住所の変更が無いなど、申立人の生活状況に大きな変化は認められない上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間③に係る保険料は納付済みとなって

いる。

また、申立人の妻は、「申立期間②及び③に係る保険料をB金融機関で納付した。」と供述しているところ、A市区町村は、「申立期間②及び③当時、B金融機関は納付指定場所であった。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで
申立期間の保険料については、銀行で、納付書に現金を添えて納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を全て納付している。

また、申立期間の前後の期間に係る保険料は現年度納付されており、申立期間の前後を通じて住所の変更が無いなど、申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立人は、「申立期間に係る保険料をA金融機関で納付した。」と供述しているところ、B市区町村は、「申立期間当時、A金融機関は指定納付場所であった。」としていることから、申立人の供述に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案731

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年12月1日まで
年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、平成7年4月30日から同年12月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

確かに勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成7年4月の標準報酬月額について、遡って減額訂正されているとのことであるが、当初の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所における平成7年4月1日の資格取得時の標準報酬月額は、当初24万円であったところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年10月26日より後の同年12月4日付けで、同年4月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられている上、同年10月1日の定時決定（標準報酬月額24万円）を取り消し、同年4月30日に遡って被保険者資格を喪失させていることが確認できる。

また、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録において、資格取得日が平成7年4月1日、離職日が同年11月30日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、A事業所には滞納保険料があり、こ

れを解消するために、全従業員が厚生年金保険の被保険者資格を遡って訂正した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額及び資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日を平成7年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の記録から、24万円とすることが妥当である。

徳島国民年金 事案666

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年9月まで

私は姉との二人姉妹であり、私と姉がそれぞれ結婚するまでの間は、母親が、二人の国民年金保険料を納めてくれていた。ところが、姉の国民年金保険料の納付記録には未納期間が無いのに、私の申立期間に係る保険料納付記録は未納期間となっている。

納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月以降に払い出されたものと推認され、この頃に国民年金への加入手続が行われたものと考えられるところ、当該時点において、申立期間のうち、i) 45年8月から48年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 48年10月以降の期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人からは、申立人の母親が当該納付を行ったことをうかがわせる具体的供述等は得られず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該保険料納付等を行ったとする申立人の母親、及び父親も既に死亡している上、当時、申立人と同居し、国民年金に加入していた申立人の姉は、自身の国民年金の加入手続及び結婚するまでの間の保険料の納付は全て両親が行い、保険料納付等には関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる具体的供述等も得られない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金納付記録等が、誤った氏名、

読み等で登録されている可能性を主張しているところ、オンライン記録及びA市区町村が保管する検索性カードにおいて、申立人の主張する氏名等による検索を行ったが、申立人に該当すると思われる記録は確認できなかった。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案667

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間、同年8月から39年3月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和38年8月から39年3月まで
③ 昭和39年4月から同年8月まで

私は、勤務したA事業所でB共済組合に加入したが、60歳まで加入しても19年しか加入できないので、友達に勧められ、勤務しているときに国民年金の申請免除期間や保険料未納期間の保険料として、7,500円を納付したにもかかわらず、免除期間、未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として7,500円を納付したと述べているが、申立期間の保険料を特例納付及び追納により納付した場合の保険料額と一致しない。

また、申立人は、A事業所に勤務してから友達に勧められて納付したとしているものの、納付の時期及び納付の方法を記憶しておらず、納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年から53年12月まで
A事業所の正社員として、B事業所のC売場でD業務員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する、B事業所のC売場で勤務していたとするA事業所とは別の事業所のD業務員の供述等から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、B事業所において、A事業所のD業務員として勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は既に解散しており、当時の賃金台帳等資料は得られず、申立期間当時の代表取締役へ文書照会したが、回答が得られないことなど、申立人の申立期間当時の雇用形態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等が得られない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、前述の他社のD業務員が申立人の後任であったと記憶する者について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、当該同僚から当時の事情を確認することができない上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚13人から供述が得られたが、申立人と同じ勤務場所であった者、申立人を記憶している者等はおらず、申立内容を裏付ける供述等は得られない。

さらに、A事業所に係る前述の被保険者名簿において、健康保険番号1640番（昭和48年1月1日資格取得）から同2188番（昭和55年6月23日資格取得）までの被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できず、欠番も無い上、申立期間当時、A事業所が加入していたE厚生年金基金及びF

健康保険組合へも照会したが、申立人の加入記録等は確認できない。

加えて、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から23年11月1日まで
② 昭和34年9月30日から35年10月1日まで
③ 昭和36年4月30日から同年12月1日まで
④ 昭和40年11月9日から41年1月1日まで
⑤ 昭和49年6月21日から同年9月6日まで

私は、申立期間①、②、③及び④について、A氏（B都道府県C市区町村。現在は、D事業所）所有の船舶に乗り組み、船員保険に加入していたにもかかわらず、当該期間の船員保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間⑤について、昭和42年8月26日から56年9月26日までD事業所に勤務し、船員保険に加入していたにもかかわらず、49年6月21日から同年9月6日までの期間に係る船員保険の被保険者記録が無い。

調査の上、全ての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②、③及び④について、申立人は、「各申立期間において乗り組んでいた船舶名を具体的に記憶していないが、A氏（B都道府県C市区町村）が所有する複数の船舶に乗船していた。」と主張するとともに、申立人から、申立人が各申立期間当時、A氏所有の船舶に乗り組み、船員保険に加入していたことを証明する同氏作成の文書が提出されたものの、申立人においては、当時の船員手帳を所持しておらず、前述の船舶所有者に照会しても、各申立期間当時の人事記録等資料は保管されていないことなど、各申立期間において、申立人が同氏の所有する

船舶に乗り組んでいた事実を確認できる関連資料等は得られない上、船舶所有者名簿等において、各申立期間当時、A氏（B都道府県C市区町村）所有の船舶が、船員保険の適用船舶に該当していたことは確認できない。

また、申立期間②及び③について、E氏（F都道府県G市区町村。前述のA氏（B都道府県C市区町村）の供述等から判断すると、両氏は同一人物であると推認される。）が所有する船員保険の適用船舶における申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間②の前後において、船員保険番号*番（昭和28年2月1日資格取得、34年4月24日資格喪失）及び船員保険番号*番（昭和35年10月1日資格取得、36年4月30日資格喪失）により、船員保険の被保険者記録が確認できるところ、i）前述の被保険者台帳には、申立人の両船員保険番号に係る船員保険被保険者資格の喪失に伴い、船員保険被保険者証が返納されている旨の記載が確認できること、ii）同被保険者台帳における船員保険番号4番及び同5番の同僚二人の連絡先は不明であり、当時の状況等について供述を得ることができないこと、iii）前述の船員保険適用船舶は、申立人の船員保険番号*番に係る資格喪失日と同日の昭和36年4月30日に全喪しており、申立期間③において、船員保険の適用船舶として確認できないこと、iv）前述の被保険者台帳において、申立人の氏名等が確認できるのは、船員保険番号*番及び同*番のみであり、ほかに申立人の氏名等はなく、欠番も無い上、不自然に訂正された形跡も認められないことなど、申立期間②及び③において、申立人が船員保険の適用船舶（E氏、F都道府県G市区町村）に乗り組み、船員保険被保険者として、給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間⑤について、D事業所が保管する申立人に係る「海員名簿」によれば、申立人は昭和49年6月23日に「雇止」され、同年9月6日に「雇入」されていることが確認できるとともに、同社が保管する「船員保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「船員保険被扶養者届」によれば、申立人は同年6月21日に船員保険被保険者の資格を喪失し、同年9月6日に同資格を取得していることが確認できる上、当該船員保険の被保険者記録は、同社に係る「船舶所有者別被保険者名簿」における申立人の船員保険の被保険者記録と符合するなど、申立人が申立期間⑤において、申立事業所所有の船舶に乗り組み、船員保険被保険者として、給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の船舶所有者別被保険者名簿において、申立人の氏名等が確認できるのは、船員保険番号*番（昭和42年8月26日資格取得、49年

6月21日資格喪失)及び船員保険番号*番(昭和49年9月6日資格取得、56年9月26日資格喪失)のみであり、ほかに申立人の氏名等はなく、欠番も無い上、不自然に訂正された形跡も認められない。

- 3 このほか、全ての申立期間について、申立人の給与から各事業主により船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案734（事案455及び654の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月20日から同年12月28日まで
申立期間については、A事業所が所有するB丸に乗り組んでいたが、船員保険の被保険者記録が無く納得できない。

B丸に乗り組み、船員保険にも加入していたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、A事業所設立時の定款及び元B丸乗組員の文書を提出するとともに、前回までの申立てにおいて、同社の設立に至る経緯等、説明できていない点もあるため、これらの内容を踏まえた上、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについて、前々回は、申立人が所持する船員手帳の記載、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所が所有する「B丸」に雇入れされていたことは推認できるものの、i) 前述の船員手帳において、申立期間当時、申立人が乗り組んでいたB丸に申立人の父親が船長として乗り組んでいたことが確認できるところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の父親の氏名等は確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では必ずしも全ての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 前述の被保険者名簿において、申立事業所が船員保険の適用事業所に該当した昭和40年2月10日から45年2月2日までに船員保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無いこと、iii) 申立事業所に係る登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人及びC氏が共同で代表取締

役であったことが確認できるところ、申立人及びC氏は、「当時、船員保険料は、船主、事業主が負担することが慣例化していたため、船員の給与から、船員保険料の控除は行っていなかった。」と供述しているものの、船舶所有者名簿において、申立事業所は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の関連資料等も保管されておらず、当該供述について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年8月3日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てに当たり、申立人から、i) 申立人が申立期間の以前から、申立人の父親と共に船舶に乗り組み、海運業を営んでいたことを証明する関係者の文書、及び申立人の父親の名前が刻まれた、D港の石碑の写真が新たな資料として提出されたところ、当該資料をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできないこと、ii) 申立人は、「当時、B丸では、『船長』、『一等航海士』、『機関長』、『一等機関士』として乗り組む資格を持った者は『船舶職員』と呼ばれ、私を含めてこれら職員の月給は全て手取りで5万円だった。例えば、共にB丸に乗り組んでいたE氏も同様に船舶職員であり、給与も手取りで5万円だったはずだ。E氏に船員保険の被保険者記録があるのであれば、私も船員保険に加入し給与から船員保険料が控除されていたはずである。」と主張しているところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、E氏の被保険者記録は確認できるものの、同氏の連絡先等は不明であり当時の状況について聴取することはできない上、同名簿に記載された同氏の標準報酬月額から推定される給与額は、申立人の主張と符合しないことなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月24日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、A事業所設立時の定款を提出し、同事業所設立の経緯等について、「A事業所は、B丸の前船主の船員を引き継いでおり、待遇については以前の条件を引き継ぐよう頼まれ、取締役会で合意の上、引き継ぎを行っている。私と父は、前船主が下船した代わりに乗船したので、船員保険の加入時期が異なり記録が無い。」と主張しているものの、当該主張をもって、申立人が申立期間において船員保険に加入し、給与から船員保険料が控除されていたものと推認することはできない上、再度、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認しても、申立人及び申立人の父親の氏名等は確認できない。

また、申立人から提出された元B丸乗組員のE氏（前述の同僚）の署名が確認できる申立人宛ての文書によれば、「就業規則は船員がいつで

も見える場所にぶら下がっていますから、申立人親子の給料及び船員保険が給料から天引きされていることは、他の船員同様でした。」と記載されているものの、オンライン記録において同氏の住所等を確認することはできない上、申立人へ同氏の連絡先について照会しても回答が得られないことから、同氏に対して当該文書の内容の確認が行えず、申立期間当時、申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的供述等も得られない。

さらに、申立人は、「昭和39年以降、保険事務所（社会保険事務所）に対して会計検査院による検査が行われ、各地区の指名された船主から提出された各種帳簿において、船員保険の未加入者が確認された場合は、遡って船員保険に加入させられているはずである。」と主張しているところ、会計検査院に照会しても、登記簿謄本においてA事業所が成立した昭和40年1月から、解散した59年12月までの期間に、同事業所が会計検査院の検査を受けた事実は確認できない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月25日から44年4月1日まで
年金記録によると、A事業所B支店（現在は、C事業所D本社）に係る厚生年金保険の被保険者期間が、昭和43年7月1日から同年8月25日までとされているが、44年3月頃まで同社に在籍していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所D本社は、「申立期間当時の社会保険関係資料等は保管されておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人のA事業所B支店における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所B支店に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が申立事業所に勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人のA事業所B支店に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職日は、昭和43年8月24日となっており、前述の被保険者名簿及びオンライン記録上の資格喪失日と符合している。

加えて、前述の被保険者名簿によると、整理番号*番（昭和43年4月1日資格取得）から、整理番号*番（昭和44年12月12日資格取得）までの番号において、申立人の氏名等が確認できるのは、整理番号*番のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。